

上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和6年3月27日提出

上越市教育委員会教育長 早川 義裕

上越市教育委員会規則第4号

上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則の一部を改正する規則

上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則（昭和46年上越市教育委員会
規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第7号中「（学校運営協議会委員を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。